

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(水道局)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
1	行政財産の使用許可	地方自治法	238の4-4		事案ごとの裁量部分が大きく、審査基準を設定することは困難である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	総務課	行政財産ごとに申請窓口が異なる	総務課 管財契約係 0246(22)9315	
2	指定給水装置工事事業者の指定	水道法	25の3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、標準処理期間の設定は不要である。	給水課	給水課	給水課 給水装置係 0246(22)9308	